

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年11月13日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄支部契約担当役支部長 飯田 洋丈

1 一般競争入札に付する業務

- (1) 業務名 沖縄北部雇用能力開発総合センター本館外屋根等改修工事設計監理業務
- (2) 業務場所 沖縄北部雇用能力開発総合センター（沖縄県名護市字豊原224-3）
- (3) 業務内容 「沖縄北部雇用能力開発総合センター本館外屋根等改修工事設計監理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおり。
- (4) 履行期間
 - ア 設計期間：契約締結の翌日から令和6年3月8日まで
 - イ 監理期間：当該設計業務に係る工事の公告日から工期末日の14日後までとする。（ただし、その日が当該年度末日を越える場合は、当該年度末日を期間の最終日とする。）

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5年11月28日時点において、厚生労働省の一般競争参加資格の「建築関係コンサルタント」に係る「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であって、沖縄県内に本店、支店又は営業所（営業実態があるものに限る）のいずれかを有する者であること。
- (4) 仕様書に定める管理技術者及び主任担当技術者を配置することができる者であること。
- (5) 令和5年11月28日時点において、厚生労働省より指名停止措置又は当機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (8) 当機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 令和5年11月28日時点において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

3 入札心得書及び仕様書の交付方法

交付の申込があった者には、入札心得書等を電子メールで送信する。

ア 申込方法（宛先）

電子メール（okinawa-keiri@jeed.go.jp）

イ 件名

「沖縄北部雇用能力開発総合センター本館外屋根等改修工事設計監理業務」に係る入札心得書の送付依頼

ウ メール本文記載内容

会社名、担当者名及び電話番号

エ 交付期間

本公告の日から令和5年11月28日14時までの間（土日祝日を除く）

4 入札参加申込方法

(1) 入札参加申込は、厚生労働省に登録している本店においておこなうこと。ただし、上記「2 競争参加資格」において示す沖縄県内に、本店がない場合は、沖縄県内に支店又は営業所を有することが確認できる書類（現在事項全部証明書等の写し）を提出すること。

(2) 入札参加申込書及び厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写しを、下記のとおり書留郵便（一般書留、簡易書留）又は宅配便により送付すること。

ア 送付先

下記11の問い合わせ先あて

イ 入札参加申込書受付期間

令和5年11月13日10時から令和5年11月28日16時まで（必着）

5 競争参加資格の審査

入札参加申込の受付終了後、当機構において入札参加申込者の競争参加資格に係る審査を行う。審査の結果、欠格者については、令和5年11月30日までに通知する。（競争参加資格があると認めた者については、審査結果通知は行わないこと。）

なお、競争参加資格があると認めた者であっても、通知日以降に上記2の競争参加資格条件を欠くことが確認された場合には、競争参加資格を取り消すものとする。

6 入札方法等（郵送による入札）

(1) 入札書の提出方法

下記の提出期限までに書留郵便（一般書留、簡易書留）又は宅配便により提出すること。

ア 提出期限

令和5年12月14日16時（必着）

イ 提出先

下記11の問い合わせ先あて

(2) 開札執行日時及び場所

日時 令和5年12月15日 10時

場所 〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町字吉原728-6

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

沖縄支部 沖縄職業能力開発促進センター 小会議室

TEL 098-936-1755

(3) 落札者の決定

当機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

また、落札価格については、入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

(4) その他

入札方法等の詳細は、入札心得書による。

7 契約書の作成

設計監理業務委託契約書（以下「契約書」という。）は、当機構指定のものを使用しなければならない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。ただし、その落札者が、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされるかどうか疑わしい場合に実施することとしている調査（いわゆる低入札価格調査）を受けた者である場合は、保証金額又は保険金額を、業務委託料の10分の3以上としなければならない。

ア 銀行、機構が確実と認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証

イ 公共工事履行保証証券による保証

ウ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

9 異議の申立

当機構の判断により競争参加資格がないとされたことに対する異議は、競争参加資格に係る審査結果通知日から3日以内（通知日及び土日祝日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、下記11の受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立は受け付けないものとし、当機構の手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

10 その他

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11 問い合わせ先

〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷字町吉原728-6

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

沖縄支部 総務課経理係

担当：黒沢

TEL：098-936-1755

受付時間：土日祝日を除く9時から16時まで

以上